

4 議会第377号
令和5年3月24日

高山市長 田中 明 様

高山市議会
議長 水門 義昭

政策提言について

高山市議会基本条例第2条及び第12条の規定により、下記のとおり提言する。

記

1. 山岳観光施設等における環境配慮型トイレについて

世界を魅了し続ける国際観光都市飛騨高山の実現のためには、登山者に対し基本的なマナーや山岳遭難にかかる啓発を徹底し、環境を基軸とした山岳観光を進めることが重要である。このことは、SDGsへの貢献、循環型社会の構築にもつながるものである。

そのためには、まずは山岳等における環境配慮型トイレの導入・促進を図ることが有効と考える。

しかしながら、山岳地等の自然地域においてはインフラ整備がされておらず、設備の導入及び維持管理等において以下のようないくつかの課題がある。

(1) 総合的な山岳環境保全対策に関する課題

- ・アフターコロナを見据え、密を回避できる山岳観光には、今後も期待が寄せられ、コロナ禍以前の訪日外国人利用者数を鑑みても、トイレの洋式化や男女別のトイレ整備等、単にトイレ整備を行うのではなく、環境配慮型トイレの導入・促進を図ることも目的とし、付随的に利便性の向上を図るなど、柔軟な対応が必要である。
- ・登山者にはそれぞれの登山目的があり、トレイルから山岳登山まで様々なニーズがある。環境配慮型トイレにおいても立地やし尿処理方法など選択肢がある中、登山者ニーズとの整合を図り、快適なトイレ環境を提供すべきである。また、登山者に対し基本的なマナーや、登山者ニーズの高まりから危惧される山岳遭難に係る啓発など周知徹底し、環境を基軸とした山岳観光の在り方について検討が必要である。
- ・日本国内におけるナショナルトレーニング（NTC）高地トレーニング強化拠点として、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアがある。同施設

は県立自然公園においてトレーニングエリアが指定されており、ここを利用される競技者からトイレ設備を求める声がある。また昨年、御嶽山の国立・国定公園への昇格を求める要望書が環境省へ提出された。

- ・中部山岳国立公園内に導入されている山小屋トイレ等は、宿泊者のみでなく、通過登山者の利用も多いことから高い公共性があり「公衆トイレ」としての機能も有している。中部山岳国立公園における標高・気温・積雪等、過酷な自然条件からの経年劣化、老朽化等によって処理能力が減退し、故障頻度の高まりや根本的な故障により、し尿処理が停止し、トイレ利用ができなくなる可能性もあり、公共的な機能が果たせない恐れがある。
- ・市内において山小屋・キャンプ場等には環境配慮型トイレが整備されているが、テント場でのトイレ設備及び再整備を求める声がある。

(2) 環境配慮型トイレの導入及び維持管理に関する課題

①インフラ関連

山岳地等の自然地域においてインフラ整備がされておらず、電力・水・輸送路などの制約条件から整備や維持管理が困難な地帯の場合は、以下の対応が求められる。

- ・電力：商用電源、自家発電設備、再生可能エネルギー
- ・水：公共水道、河川水、雨水、井戸、運搬等
- ・輸送：ヘリコプター、自動車、小型重機、人力等

②費用

- ・イニシャルコスト：本体、建築費、電気設備費、資材搬入費、測量設計費等
- ・ランニングコスト：燃料費、保守点検費、維持管理費、運搬費等

③環境配慮型トイレに関する情報提供

- ・マーケットが小さく、製品・設備工事・メンテナンスコスト等のメーカーの負担も大きく、ユーザーとメーカー間での取扱いにおける事前の調整が重要。
- ・し尿処理施設の利用状況やトラブルについて詳細を把握・公表し、利用者への啓発を行うとともに、技術向上に向けたデータを集約・提供することで、環境配慮型トイレの普及や安定的な維持管理体制の整備を促進するべき
- ・国、地方自治体、メーカー等のこれまでの経験、実績を踏まえて立地条件や利用状況に応じた環境配慮型トイレの方式の適否を整理のうえユーザーへの助言が必要

(3) 課題の分析と解決策について

総合的な山岳環境保全対策や環境配慮型トイレの導入等に関する課題については、外国人観光客等も増加し、世界水準の環境保全対策が求められているにもかかわらず、施設において環境配慮型トイレを必須とする法整備がなされていないことや（し尿対策は喫緊の課題）、山岳地域における環境配慮型トイレの導入や維持管理について多額の経費を要するものの導入・維持管理等に関する支援制度が不十分であること、そして、利用者ニーズや最新技術等についての情報も不足していると考えられる。加えて、テント場における環境配慮型のトイレ導入や再整備について市内事業者の声があるが、市内事業者の取り組みを支援することは、総合的な山岳環境保全対策に向けた一歩として重要な意義を持つものと考えられる。

こうしたことを踏まえ、以下の3点について提言する。

- ・山岳観光施設の高度化・上質化を図るため、環境配慮型トイレの義務付けを国に働きかけるとともに、環境配慮型トイレの維持管理及び再整備に係る補助要件の緩和を強く国・県に働きかけること
- ・環境配慮型トイレの普及や維持管理体制の整備の促進に向け、県とともに、トイレの利用実態や課題、環境配慮型トイレの技術向上に向けたデータ等を収集し、事業者へ提供すること
- ・テント場での環境配慮型トイレの導入や再整備などに対する支援策を講じること

2. 子どもの権利に関する条例（仮称）の制定について

児童の権利に関する条約の理念に基づく「子どもの権利に関する条例（仮称）」を制定することにより、「いじめのない明るい都市づくり宣言」や、「子どもにやさしいまちづくり計画」など、子どもに関する施策を包括し、それぞれの取組を体系化することによって、さらに子育てに対する市の姿勢が明確化されるとともに充実すると考える。

社会環境の変化に伴い子どもの人権を尊重する必要性は高まっていると考えられる中で、子どもの人権を尊重することの重要性を市民と共有し、人権を尊重するための取組を進めることを条例で位置づけることは、市民の意識の醸成や地域等における子どもの見守りに効果があると考えることから、条例制定に向けた取組を提言する。

なお、条例の制定にあたっては、以下の点について留意されたい。

○条例の制定にあたって留意されたいこと、規定されることを望む事項

・条例の位置づけ

子どもの権利に関する条例（仮称）は高山市が取り組んでいる子どもに関する施策の中心として位置づけるものであること

子どもが権利の主体であることを確認し、行政、社会、市民、みんなで子どもの権利を守ることを訴えるものであること

子どもの心身や尊厳が守られ、愛情をもって育まれること

・支援する人を支援する

事業に携わっている団体や職員の業務の重要性を社会が共有化するとともに、支援する立場への団体や職員への支援の必要性が位置づけられるこ

と

・子どもの成長を支えている人との連携

様々な立場で子どもとのかかわりを持つ団体や関係者との情報の共有化と連携が必要とされていること

・一人ひとりの子どもの最善を考える

画一的なサービス提供とならないよう、一人ひとりの子どもの最善を考え、誰一人取り残されることがなく権利が保障されること

・子どもの視点で

大人や社会の都合から制度や人権を考えるのではなく、多様な子どもたちの課題に寄り添い、一人ひとりの子どもの視点で対応すること

・高山市からの発信

高山市の条例であっても、対象としての子どもは世の中の全ての子どもという理念・概念であること

・分かりやすい条例

権利の主体である子どもにとっても分かりやすい条例であること

また、国は令和5年4月に子ども家庭庁を新設し、子どもに関する政策を進めることとしている。高山市においては子どもに関する施策は市長部局と教育委員会において行われているが、統一的に施策を進めることのできる組織体制の検討も必要であると考える。

東京都中野区では子どもに関する施策について、市長部局に子ども教育部を設置し対応しているが、担当職員は教育委員会との兼務としている。

3. 好循環な産業政策の推進に向けて

コロナを踏まえた経済戦略の見直しの必要性やSDGsの機運の高まり、

域外資本企業進出といった状況を踏まえ、市における好循環な産業政策の推進に向け、域外資本との戦略的な関係性の構築及び地域人材の確保・育成について提言する。

(1) 域外資本企業との戦略的な関係性の構築について

①「まちづくり連携協定」に基づいた域外資本企業との新たな連携の仕組みづくり

産業振興基本条例では、ステークホルダー（利害関係者）との連携において、域外資本企業は市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるものとする配慮努力義務だけが定義された。しかしながら、現在では、域外資本企業が「まちづくりへの貢献」に寄与できる環境を整えることが必要となっている。また、市内経済各種団体・組織と域外資本企業とのイコールな関係性を担保するためにも、市内企業と域外資本企業が共同企業体を生成するパターン、いわゆる「コンソーシアムの形成」を通じた自発的なノウハウの共有に努めるべきである。そこで、こうした趣旨を踏まえた域外資本企業との「まちづくり連携協定」制度の構築を提言する。

なお、「まちづくり連携協定」の段階として、

- 一、事業単位による個別協定的なもの
- 二、地区単位による基本協定的なもの
- 三、全市域あるいはブロック域ごとによる包括的なものの3つを示す。

また、対象企業は、良好な財務状況、優れた知的・人的資本を有する社会的な信用のある企業とするべきである。

②高山市をフィールドとして挑戦しようとする域外資本企業の取組を伴走型で支援できる体制づくり

「脱炭素社会の構築に貢献するまち」として具体的な取組をこれまで積み重ねてはいるものの、自然がもたらす恵みのボリュームから見れば市民の肌感覚からは十分とは言えず、未開の領域にまで手が届いているとは評価できない。行政が自ら実施する範疇とは言わないが、新たに挑戦しようとする域外資本企業に対してフィールドをオープンなものとするとともに、域外資本企業に対する情報提供や、環境（E）・社会（S）・企業統治（G）の観点から経営に取り組む企業との連携、地域や地元企業等との橋渡しを行う等、伴走型の支援体制を整えることを提言する。

(2) 人材の確保・育成策について

①観光政策におけるDMOの位置づけと役割分担の明確化、その上での専門人材の確保並びに「観光振興ビジョン」の策定

(一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会は、国の地域DMOとしての認定も受けており、その活動も多岐にわたっている。連携する行政の担当部署も産業経済分野をはじめ、企画部、建設部、都市政策部、教育委員会にわたる。同様に連携する事業者も広範でそれぞれに役割分担は明確であり、その合意形成にも努めその責務を果たしている。しかし、認定DMOではあるがDMCに取り組む姿勢は見えにくい。DMOの自立へ向けた収益化を目指す取組は、DMCによるマネタリズムの方向性であり、これから観光政策には不可欠な要素である。今回の視察先でも情報収集によるターゲットを絞ったマーケティングに努力する姿が印象的であった。今、高山市の観光政策に必要なことは、情報収集の専門人材の登用であり、その専門部署の設置である。さらに付け加えれば「観光振興ビジョン」の策定である。ビジョンのないところには目的も生まれない。「京都観光振興計画」のようなDMOの位置づけを盛り込んだビジョンが望ましい。

②各部の中に企画調整担当を置き、総合的見地からの「地域政策」、「環境政策・福祉政策」、「産業経済政策」の好循環を図られたい。

(縦割り社会の打破に向けた政策の連動性の確保)

観光を基軸としたまちづくりを志向してきた高山市において、合併以後、観光入込数は増えているのに市民生活における経済的波及効果は見られない。人口減少も進行するばかりであり、支所地域では生産年齢人口の極端な減少が生まれている。製造業中心の世界からICT・サービス業中心へのパラダイムシフトが起きているのである。こうした中では、個を磨き上げその価値を引き出すまちづくりへ踏み出す時である。縮小していく市場、失われる仕事の中ではSDGs的な価値観が普通の時代となる。新しい価値観を生み出した地域には新しい世代が生まれる。その上での持続可能性である。行政の政策にも、社会・環境・経済の好循環での総合政策志向が求められる。言いかえれば「地域政策」、「環境政策・福祉政策」、「産業経済政策」のどれか一つが独立して立案されるのではなく、相互連携で立案され執行される姿が求められる。権限の配分は責任の配分でもあるというが、人材育成という観点も含め、各部局内に他部局との企画調整を担う担当を置き、彼らと企画部門が連携する事で責任を持って権限の配分を統御していく体制となるよう組織の見直しが必要である。

③女性活躍社会の実現のための施策の充実。「女性活躍社会推進室の設置」

市際収支の赤字を減らし経済の好循環を実現するためには、「クリエイテ

ィブ産業の内製化」が必要であり、I C T、デザイン、マーケティング等々のクリエイティブ分野の取組は、観光振興や地域政策にとっても不可欠なものである。こうしたクリエイティブ産業の担い手として注目すべきは女性であり、女性の活躍機会を高めることは、移住政策、外国人雇用の道などを広げることにもつながり、人口減少対策の核心でもある。また、人的投資という観点からも地域人材の減少に悩む支所地域の底上げ、それぞれの部門における人材の厚みをつけることにもつながる。縦割り組織の中ではあるが、S D G s 関連の政策重視の点からもこの際、企画部門の中に「女性政策担当部門」を設け、様々な問題に対して一括して取り組む姿勢を見せるべきではないか。縦割り社会の典型である行政の担当課の壁を越え、様々な分野での女性活躍社会の実現にかじを切るべきと考える。